

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：33906

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780035

研究課題名(和文) 不公正概念の理論的基礎：消費者による選択肢確保をめぐる競争の観点からの比較法研究

研究課題名(英文) A Study of theoretical foundation for Unfair Acts or Practices between the Competition Laws and Consumers Choices: A Comparative Law Perspective

研究代表者

井畑 陽平 (IBATA, Yohei)

椋山女学園大学・現代マネジメント学部・准教授

研究者番号：80467406

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：研究期間中に、途中経過の報告を含めて6回に渡り研究会を実施し、研究代表者だけでなく、当該研究会に参加した者との間で、独禁法が禁止する「不公正な行為」の現状、課題、それに理論的な基礎について理解を深めた。現在、本研究を遂行したことにより得られた成果について、同タイトルの詳細な論文としてまとめるべく作業を行っている。

研究成果の概要(英文)：There were 6 times study group meetings during 3 years, common understanding about the present state, its problems and theoretical foundations of "Unfair Acts" under the Competition Laws (including consumers choices) has been deepened among all participators. Now an extensive thesis with the same title will be supposed to be published within a couple of academic years.

研究分野：経済法

キーワード：米国連邦反トラスト法 連邦取引委員会法 不公正な行為・慣行規制

1. 研究開始当初の背景

わが国で現在推進されている規制改革は、不透明な制度・慣行といった構造的障壁を除去し、私人による創意工夫を生かした自由な活動を実現することにより法的に効率性を確保しようとするものであり、今後は、当該規制改革で導入されることとなった競争の公正性をも確保するための新たな市場ルールが必要であると考えられている。

規制改革の結果、共同体的な関係に根ざした他律に基づく市場ルールから、自律に基づく市場ルールへの転換が図られることとなった。しかし、一連の改革が私人による自律のみを強調するとどまれば、市場は、最終消費者(以下、単に、「消費者」という)に損害をもたらす不公正な取引で席巻されることとなりかねない。加えて、財やサービスの多様化と高度化とが進み、規制が改革されたとはいえ十全な競争が期待しづらくなっている中、わが国の消費者は、これまで直面することのほとんどなかった類型の不公正だと考えられる取引にさらされ、しかも自力で、それらの問題に立ち向かわなければならない状況におかれている。競争の観点から規制すべき不公正概念の理論的基礎を解明することは、わが国の競争法制度設計を模索する上で、極めて重要な課題である。

消費者の自律に基づく理想的な市場秩序とは、競争の観点からいえば、公正性を確保しながら、同時に、自由ゆえに消費者の直面する選択肢が豊富で効率性をも増大させるような競争を担保するものである。この点につき、米国反トラスト法とEU機能条約とは、競争の観点に基づく法。米国ではFTC法5条が、EUではEU機能条約102条が、それぞれその任に当たる。を活用することによって、直接的に消費者に損害を与える類型的行為を不公正であるとして規制した先例が豊富で、また、競争の観点に基づく法に依拠して公正性を確保しようとすることの是非をめぐる議論を蓄積してきた。また、市場で、新たに創出される財やサービスにかかる公正な競争のあり方について、積極的に(行動)経済学等の知見も活用しつつ模索していて、わが国諸法律の解釈論や場合によっては立法論を展開するにあたり、参考となる。

2. 研究の目的

そもそも、競争の観点から、法が保護すべき公正性とは何か。消費者に経済的な損害を与えることが不公正なのか。損害は経済的なそれに限られるのか。ある行為を不公正であるとして競争の観点から規制するためには、公正性についてのベースラインが確立されている必要があるはずである。

本研究の代表者は、これまでに、ソーシャルメディアの利用者のプライバシーを、当該利用者の同意なしに売買する行為が不公正であるとして、FTCが規制した事例をめぐる議論の検討を出発点に、近時の米国法におけ

る不公正概念の注目すべき展開を検討し、わが国への示唆をうる等の研究を進めてきた。そして、これらの研究を進める過程で、競争の促進による効率性の増大を最重視していると理解されがちな米国法においてすら、近年、不公正概念を基礎づける消費者に対する損害を、経済的損害のみならず心理的損害までも含む広義のものとする等の法解釈上の工夫によって、市場における公正性を確保しようと尽力している新しい状況が明らかとなった。

そこで、本研究は、市場における公正かつ自由な競争を目指した法解釈論の提示を目的とした。「不公正」という文言には、様々な意味を持たせることができる。解釈の仕方によっては、市場での自由な行動に対して過度な制限を加えることとなる懸念があり、場当たりのもしくは予見不可能な事後規制を正当化することにつながりかねない。したがって本研究では、過去にわが国で蓄積された類似の先例と統合的で、かつ、予見可能な違反要件論を提示するよう十分に留意しつつ、進めることとした。

3. 研究の方法

(1) 比較法研究の採用

本研究では、主として米国反トラスト法とEU機能条約における先例及び先行研究を参照する比較法研究を採用した。

その理由は、わが国と法系を異にするとはいえ、上記1.及び2.で述べたように、たとえば米国法においては、伝統的に効率性の増大を重視して運用されてきたFTC法5条について、消費者を擁護するツールとして積極的に活用しようとする新しい動きが見られる等、法で規制すべき取引の公正性にかかる理論的基礎を考察する際に有益なバックボーンを与え、わが国の法制度設計時にも参考になると期待されたからである。また、検討対象として米国法とEU法と双方を参照する比較法研究を行うことで、米国・EUそれぞれに固有な論点とわが国への示唆を与える汎用可能な論点とを識別し、分析・検討することができると考えたからである。

(2) 本研究を遂行する上での具体的な工夫

本研究を遂行するにあたり、本研究の代表者が個人的に加えた研究遂行上の具体的な工夫としては、後記4.のように、3年間にわたる本来は1つの研究を複数の段階に分け、それによって、単年度ごとに研究成果が出るようにしたことである。すなわち、本研究は、3年間の研究期間を、第一期(平成26年度)、第二期(平成27年度)、そして第三期(平成28年度)に分けて遂行された。

各期を通じて、一定の成果が得られた各段階で調査報告という形で、複数の研究会において報告・発表し、さらにその過程で得られた知見をふまえて論文として公表し、それらに対する意見を積極的に求めた。こうすることで、そこまでの研究の客観的な位置づけを

うるとともに、独善とならないよう十分に努めた。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

平成 26 年度

本研究全体に関する文献検索および収集を行った。

年度前半は、わが国の審判決例の収集と分析に重点を置いて研究を進めた。独禁法により規制される不公正な取引方法の内容を考察するためには、公取委により事件化された審判例や独禁法を根拠として提起された民事判決の収集・分析に加えて、特定商取引法及び消費者契約法等を根拠として提起された民事判決の収集・分析も重要だからである。なぜなら、後に掲げた独禁法以外の諸法律に違反する行為類型は、独禁法により規制される不公正な取引方法に外形上重なるものが多いことから、不公正概念の理論的な外延を考察する上で無視できないためである。したがって、研究課題に関係するわが国の審判決例を、独禁法にかかる事案に限らず収集した。そして、援用された法律は異なるが、しかし、問題とされる行為の(消費者にもたらす)実質的な効果が類似する事案を抽出し、比較法研究を行う際の基礎的資料として活用した。

年度後半は、不公正をキータームとして、米国法を考察する上で必要な先例および二次文献の収集と分析に重点を置いて研究を進めた。とりわけ、米国における反トラスト法の 1 つである連邦取引委員会(FTC)法 5 条を根拠として消費者に対する「不公正な行為・慣行」を規制している米国での先例を収集し、不公正概念が先例においてどのように理解されてきたかを分析した。FTC は、消費者に実質的な損害を与えるものか否かを最重要視して、多岐にわたる行為を FTC 法 5 条に違反する「不公正な行為・慣行」として禁止し、規制しているため、上に述べた作業を通じて得られたわが国の先例と FTC 法 5 条にかかる先例とを比較することで、各国法を個別に眺めているだけでは把握しにくい、不公正概念にかかる日米法の共通理解を抽出した。米国における二次文献の研究については、米国法曹協会(ABA)反トラスト部会の手になる連邦法および州法にかかる消費者保護法の体系書(ABA SECTION OF ANTITRUST LAW, CONSUMER PROTECTION LAW DEVELOPMENTS (2009), および同書を補完する隔年発行の報告書, 2011 & 2013 REVIEW OF CONSUMER LAW DEVELOPMENTS(2011, 2013).)を手がかりとしつつ、データベース(WestLaw, Lexis 等)を活用して網羅的な検索を行い、関連する議論の見落としがないように努めた。

平成 27 年度

年度前半は、とりわけ、米国における最新の実務及び学説の動向把握に努めた。具体的には FTC の消費者問題担当官等関係する各位から、本研究に関わる米国法および本年度後

半に予定する EU 法上の実務的な論点について、かねてよりの人脈を活用して連絡をとり、有益な示唆を得た。

年度後半は、米国法における不公正概念の相対化を図るべく、EU 法における不公正概念の理論的基礎を考察する上で必要な先例の収集と分析に重点を置いて研究を進めた。具体的には、不公正概念の外延を検討するための素材として、EU 機能条約にかかる先例を収集する。すなわち、EU 機能条約 102 条等で禁止されている(消費者)搾取型の市場支配的地位の濫用行為にかかる先例を中心的に分析した。

平成 28 年度

平成 28 年度は、本研究の研究期間最終年度ということもあり、過去 2 年間で得られた成果の整理と公刊のための詰めの作業を行った。以下、敷衍する。

得られた成果の整理として、平成 28 年度全般を通じて、平成 26 年度(主として米国法について)および平成 27 年度(主として EC 競争法について)に本研究を遂行する過程で整理・分析した膨大な先例について、解題や索引などを付した上で、リスト化する作業を進めた。この作業の結果は、研究代表者が所属する研究機関のリポジトリ等を用いて、広く公開したいと考えている。

得られた成果の公刊については、消費者を保護するツールとしての独禁法が規制すべき「不公正な行為」の内容を明らかにする解釈論を展開し、実践的に解決が要請されている個別的課題についての考え方を提示する論文を、部分的には 2017 年度中にも公表する予定である(後記 5.[雑誌論文]を参照)。これにより、本研究の成果を広く社会に還元したいと考えている。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

位置づけ

本研究で得られた成果を、既存の先行研究との対比で位置づけると、おおむね、次の三点に集約される。第一に、現在推進されている規制改革は、競争を促進しつつ個々人の自律としての自由を尊重する社会を実現しようとするものである。このような社会的趨勢に合わせて消費者を保護する法へと変化を遂げつつある独禁法のあるべき姿を、「不公正」なる概念を手がかりに、モデルとして提示するよう努めている。第二に、独禁法で禁止されるべき「不公正」概念の解釈論といった理論的モデルの提示にとどまらず、実践的に解決が要請されている個別の問題に対する具体的な施策の提示を合わせて行う予定である。第三に、比較法と法の経済分析とを合わせた、学際的な研究手法により、成果を導こうとしている点である。

インパクト

研究期間が終了した直後ということもあり、ここでは、本研究について予想されるインパクトについて二点述べる。

第一に、本研究では、消費者を保護するツールとしての独禁法モデルを提示することで、独禁法で対処可能な消費者に対する「不公正な行為」の内容が、理論とともに行為類型を含めてある程度具体的に特定できたので、後続の新たな研究を誘発するための基盤となりうると考える。第二に、本研究は、「不公正」という、一方では曖昧で過剰規制の危険があるものの、他方では一般条項的で柔軟な概念をベースとして個別的問題に対する具体的な施策の方向性のある程度示したことから、今後、消費者が直面するであろう新たな社会的課題の解決策を提示するにあたって応用が容易な理論的バックボーン形成に寄与できると考えている。

(3) 今後の展望

幸いにも、2017年度からの科研費の申請が採択されたので、本研究で得られた成果について、さらに深化させる研究を科研費の支援の下、続けることが出来る見込みである。今後も、引続き「不公正」概念を手がかりとして、公取委を中心とする独禁当局が市場での取引に介入するか否かを定める判断基準についての研究に邁進する所存である。具体的には、これまでの研究では、市場における「消費者」概念について、十分に定義することなく、進めてきた。今後は、消費者の合理性にかかる最新の行動経済学等の知見もふまえ、また、急速に進展するデータ経済のあり方を見すえつつ、これまでの法解釈にかかる研究成果のさらなる精緻化に取り組みたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

井畑陽平、クレジットカードサービスと市場画定、公正取引、査読無し、第800号、2017年6月刊行予定(2017年5月29日脱稿)

井畑陽平、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖価格協定事件(加藤化学) 公正取引、査読無し、第799号、2017年、pp. 56 - 62

井畑陽平、価格カルテルにおける「意思の連絡」、別冊ジュリスト、査読あり、2017年9月刊行予定(2017年3月30日脱稿)

井畑陽平、協同組合による取引妨害、ジュリスト、査読あり、第1492号、2016年、pp. 253 - 254

[学会発表](計5件)

井畑陽平、アメックスの加盟店に対する「切換え禁止条項」はシャーマン反トラ

スト法1条に違反するとされた連邦地裁判決が取り消され、差し戻された事例、独禁法研究会、2016年12月3日、大阪倶楽部

井畑陽平、二面市場論からみた決済ネットワークの競争的規制、科研費基盤研究(A)「消費者取引に伴うリテール決済サービス法制の構築」第5回研究会、2016年8月7日、新大阪丸ビル

井畑陽平、クレジットカードネットワークとEU競争法、独禁法審判決研究会、2015年12月18日、サピアタワー

井畑陽平、アメックスが加盟店に課している「切換え禁止条項」(anti-steering rules)が、シャーマン反トラスト法1条に違反するとされた事例、独禁法研究会、2015年9月5日、大阪倶楽部

泉水文雄、宮井雅明、斉藤高広、井畑陽平、非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方、CPRCシンポジウム、2015年5月15日、霞が関合同庁舎5号館(公正取引委員会)

[図書](計1件)

泉水文雄ほか編著、井畑陽平、公正取引委員会競争政策研究センター、非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方、2015年11月、第4章執筆担当

[その他]

・アウトリーチ活動等

公正取引委員会が設置する競争政策研究センター(CPRC)の客員研究員を、平成26年度及び平成28年度(ただし同年7月から、平成29年度に到る)に務め、平成26年度分の成果については、研究報告書としてまとめられ公刊された。

同研究員として、不当な取引制限・不公正な取引方法等のテーマについて、公正取引委員会で実務を担当されている事務局の皆さんとともに考察を深める機会を得た。実務的経験に欠ける弱みを意識しつつ、理論と実務を融合させた成果が得られるよう努めたい。

6. 研究組織

(1)研究代表者

井畑 陽平 (IBATA YOHEI)
梶山女学園大学・現代マネジメント学部・准教授

研究者番号：80467406